清末中国の新聞・雑誌にみる仲裁裁判観

箱 田 恵 子

はじめに

1899年、オランダのハーグで第1回ハーグ平和会議が開かれ、清朝を含む26か国が参加した。ロシア皇帝の提唱によって開催された平和会議のそもそもの目的は、軍備の制限であったが、会議においてより顕著な成果をみたのは、仲裁裁判(arbitration)を中心とする国際紛争の平和的処理に関してであった。当時の平和運動は、紛争の平和的解決手段として仲裁制度の確立を求めたことにその特徴があるが、そうした潮流をうけ、第1回ハーグ平和会議では「国際紛争平和処理条約」が可決され、常設仲裁裁判所(Permanent Court of Arbitration)が設置されることとなった」。

この「国際紛争平和処理条約」について、清朝の代表として平和会議に参加した駐ロシア公使の楊儒は、朝廷への報告のなかでこれを「和解公断条約」と表現し、「常川(常設)の公断衙門」を設置すること、紛争が生じた際、「公断」に帰すかどうかは各国の自由に委ねられていることなどを説明し、条約調印の可否を問うた²⁾。筆者がこれまで明らかにしてきたように、19世紀後半の清朝では、外政担当者が仲裁裁判に言及する場合、「公評」という語を用い、仲裁裁判制度に対する独自の認識・姿勢を示していた³⁾。それに対し、ここで楊儒が用いた「公断」という表現は、国際法関連書の漢訳に用いられていた「秉公判断」等の

^{1) 19}世紀後半の平和運動について、以下を参照:横田喜三郎「国際裁判の歴史的研究」同『国際法論集 I』有斐閣,1976年,Arthur C. F. Beales, *The History of Peace: A Short Account of the Organised Movements for International Peace*, London: G. Bell, 1931, Part Ⅲ,ハリー・ヒンズリー著・佐藤恭三訳『権力と平和の模索─国際関係史の理論と現実』勁草書房,2015年,第7章。

^{2) 『}清季外交史料』光緒朝,巻140「使俄楊儒奏遵赴和都保和公会蔵事返俄情形摺」光緒25年9月11日(1899年10月15日)付,頁17~19。なお引用文中の()内は引用者による補足や原語の提示。以下同じ。

³⁾ 総理衙門や李鴻章らは、外交交渉において仲裁裁判に言及する際、「公評」という表現を用い、公平な第三者による裁定よりも、外国公使ら第三者に紛争相手国を非難させ、外交的圧力をかけることを目的としていた。箱田恵子「清末中国における仲裁裁判観―1860、70年代を中心に一」『京都女子大学大学院文学研究科研究紀要』史学編、17号、2018年、同「琉球処分をめぐる日清交渉と仲裁裁判制度」『史窗』77号、2020年を参照。なお、林学忠もハーグ平和会議以前の中国の平和維持構想を検討する中で、第二次アヘン戦争~1880年ごろに清朝官僚が外交交渉において「公論」を用いており、それは伝統的な「以夷制夷」や勢力均衡の思想に基づくものだったと指摘している。ただ、本来の周旋や調停だけでなく、arbitrationに対応するものとして言及されている清朝側の表現もすべて林氏は「調停」と解しており、清末における国際法や仲裁裁判など紛争の平和的解決方法の受容過程を解明するには、その前提となる用語の意味内容に十分な注意を払っていない。林学忠『従万国公法到公法外交―晚清国際法的伝入、詮釈与応用』上海古籍出版社、2009年、293~297ページ。

表現⁴⁾を略したもので、仲裁裁判の意味内容をより意識した表現である。楊儒の上奏後、条約調印の可否について意見を求められた総理衙門も、当該条約への調印に問題はないとの見解を上奏した際、「和解公断条約」や「常川公断衙門」などの表現をそのまま用いており⁵⁾、上奏文という正式な文書において清朝の外政担当者が国際仲裁に対し「公断」の語を用いるようになったことが指摘できる⁶⁾。もっとも、条約調印に差し支えなしとする総理衙門の上奏に対し、条約調印に問題がないか再度討議するよう命じた上諭が下さるということが、2度も繰り返されており(総理衙門の3度目の上奏でようやく裁可された)⁷⁾、依然として清朝内に仲裁裁判に対する慎重な意見があったことがうかがわれる。

とはいえ、仲裁裁判制度発展の画期となった第1回ハーグ平和会議に参加したことで、清朝の仲裁裁判受容が新たな段階に進んだことは疑いなく、さらにそれは第2回ハーグ平和会議への参加を通じて加速した⁸⁾。また、20世紀初めには、官方文書だけでなく新聞・雑誌においても仲裁裁判を「公断」と表記することが定着したが、この時期には和製漢語の「仲裁裁判」も中国に輸入され、西洋言語からの翻訳に由来する「公断」と和製漢語の「仲裁裁判」が同じ意味で用いられるようになり⁹⁾、両者の併存は現在に至っている。

このように20世紀初めの中国では「公断」の訳語が定着していたが、仲裁裁判への認識・姿勢が「公評」の語を用いていた19世紀後半からどの程度変化したのかは、やはり具体的な外交交渉を通じて検討する必要がある¹⁰。ただし、愛国主義が広まり始めた20世紀初めの清

⁴⁾ マーチンらが1860年代~80年にかけて漢訳・刊行した『万国公法』『星軺指掌』『公法便覧』『公法会通』は、19世紀後半における清朝の国際法理解の基礎となったものであり、これらの漢訳書では、第三者に「秉公理断」や「秉公判断」を請うなどの表現を用いて仲裁裁判を説明していた。前注拙稿「清末中国における仲裁裁判観」、6~10ページを参照。

^{5) 『}清季外交史料』光緒朝, 巻140「総署奏遵議楊儒赴保和会参酌情形以便画押摺」光緒25年9月28日(1899年11月1日)付. 頁20~22。

⁶⁾ 拙稿で論じたように、これ以前にも、外国人からの国際仲裁の提案や商事紛争の仲裁裁判に対し、総理衙門や李鴻章が「公断」の語を用いることはあった(前掲拙稿「清末中国における仲裁裁判観」、28~31ページ)。日清戦争後には鉄道敷設に関する外国との契約に挿入された仲裁条項に「公断」の語が用いられているが、これは商事紛争の範囲に含まれるだろう。また、李鴻章が総理衙門に海外の国際仲裁のニュースを報告した際に「公断」の語を用いることもあった(顧廷龍・葉亜廉主編『李鴻章全集(二)』上海人民出版社、1986年、272ページ)が、清朝自身が関わる国際仲裁について、上奏文のような正式な文書で「公断」が用いられた例は、管見の限りこのハーグ平和会議に関するもの以前には見当たらない。

⁷⁾ 前注5 史料,『清季外交史料』光緒朝,卷141「総署奏遵査保和会各款並紅十字会章程尚無窒礙摺」光緒25年10月22日(11月24日)付,頁4~6,同書同卷「総署奏保和会章内公断一条遵旨再行妥議摺」光緒25日11月初5日(12月7日)付.頁9~10。

⁸⁾ 清朝の第1・第2回のハーグ平和会議への参加については、川島真「中国外交における象徴としての国際的地位―ハーグ平和会議、国際連盟、そして国際連合へ」『国際政治』145号、2006年、林学忠前掲書、306~337ページを参照。

⁹⁾ たとえば第2回ハーグ平和会議に清朝代表団の一人として参加した董鴻禧は、「海牙仲裁裁判与中国之関係〔仲裁裁判旧訳公断〕」という一文を『外交報』254期(1909年9月)に寄せており、「仲裁裁判」とは従来「公断」と訳されていたものであるとの説明から、この時点で「公断」の方が先に定着していたことが分かる。なお引用文中の〔〕内は原文の注記。以下同じ。

¹⁰⁾ この点について、筆者は以下の口頭報告で若干の考察と見通しを述べたことがある。箱田恵子「清朝外交と海牙公断」京都大学人文科学研究所現代中国研究センター「転換期中国におけ

朝外交を考察するには、知識人ら国内世論の外交への影響を考慮しなければならず、仲裁裁判についても、外政担当者だけでなく、国内世論の認識・反応も検討する必要がある。そこで本稿では、20世紀初めの清朝外交と国内世論の影響を検討する前提として、それまでに中国国内でどのような仲裁裁判観が広がっていたのかを確認することとする。具体的には、清朝外交において仲裁裁判が意識されはじめた1870年代から第1回ハーグ平和会議が開催された1899年までを対象に、中国で発行されていた新聞・雑誌を検討し、仲裁裁判がどのように紹介され、またそれによって中国の知識人はどのようにこの制度を理解し論じていたのかを確認することとする。やや迂遠な作業に思われるかもしれないが、以下に論じるように、19世紀後半の中国の新聞・雑誌では仲裁裁判に対し外政当局とは異なる表現も用いられており、また同時期の日本とも異なる表現・認識を示していた。そうした相違の中に、清末中国の仲裁裁判に対する認識や受容の特徴が反映されていると考える。

第1章 1870.80年代

第1節 『中西聞見録』

西洋の制度・文化の近代中国への紹介といえば、最初に中心的役割を果たしたのはキリスト教宣教師と彼らによる出版事業であるが、それは仲裁裁判制度の紹介に関しても同様である。とくに仲裁裁判制度の確立は、キリスト教組織が主導的役割の一端を担った欧米の平和運動が強く求めており¹¹⁾、中国においても西洋人宣教師らはその出版物において仲裁裁判を高く評価していた。

西洋人宣教師が中心となって刊行していた新聞・雑誌の中から、まずマーチンが中心となって刊行した『中西聞見録』(月刊、刊行期間:1872年8月~1875年8月)を取り上げる¹²⁾。マーチンは『万国公法』(1865年刊)の翻訳者であり、総理衙門に附属する京師同文館の総教習であった1870年代後半~1880年代前半に、のちに清朝の外交官となる京師同文館の学生たちとともに国際法関連書を翻訳しており、『中西聞見録』でも京師同文館の学生が外国記事の翻訳に参加している。このように清朝の外政当局と近いところにいたマーチンらが、仲裁裁判をどのように紹介していたのか、確認してみよう。

『中西聞見録』で最初に仲裁裁判への言及があるのは、アラバマ号事件を伝えた記事である。アラバマ号は、アメリカ南北戦争中に南軍が中立国であったイギリスの民間造船所に建造を発注した軍艦の一つで、このアラバマ号による北軍の損害について、アメリカは中立義務に違反したイギリスに損害賠償を求めた。1871年5月に両国はワシントン条約を結び、事

る社会経済制度」共同研究班、2017年7月7日。

¹¹⁾ 前注1文献参照。

^{12) 『}中西聞見録』については吉田寅「洋務運動期の宣教師刊中国語定期刊行誌―『教会新報』・ 『中西聞見録』の一考察」『立正史学』87号、2000年を参照。

件を仲裁裁判に付託することとし、裁判で適用されるべき規則も同条約で規定された。1872年9月の判決で、イギリスの中立義務違反が確定し、他の類似事件とあわせ1550万ドルの賠償を支払うようイギリスに命じられた。多くの紛争をかかえ緊張の高まっていた英米両国が、中立義務違反という国家の威信にかかわる重大問題を、仲裁裁判によって解決したこの事件は、近代における仲裁裁判拡大の契機となった、画期的意義を持つ事件である¹³。

ただ、『中西聞見録』第1号(1872年8月)掲載の「英^{*メッカ}近事」では、アラバマ号事件について英米は「各おの隣国に出でて調処を為さんことを請う」たと、周旋・斡旋など第三者の仲介を広く表す「調処」が用いられていた。後述するように、中国のほかの新聞・雑誌でも同じ傾向がみられ、アラバマ号事件の判決が出る以前は、まだ仲裁裁判という解決方法はそれほど重視されていなかったようである。

しかし、アラバマ号事件の判決が下され、同事件が仲裁裁判で解決された意義が欧米で認められるようになると、中国での仲裁裁判に関する表現も変化する。

『中西聞見録』第6号(1873年1月)掲載の「償美国款定案」では、アラバマ号事件の賠償額が決まったことを伝えたのち、次のように評している。すなわち、西洋で外交交渉が行き詰まることもあるが、「局外諸国に公を乗り酌定せんことを請い、軽がるしく兵戈を動かすを願わざるは」今回を嚆矢とする、将来各国がこれに倣えば戦争を回避できる、と。仲裁裁判を局外諸国に「秉公酌定(公平に事情を斟酌して決定する)」を請うことと表現し、紛争の平和的解決方法として重視していることが分かる。さらに第8号(1873年3月)の「美国近事・争地定案」は、英米間のサンファン諸島をめぐる領有権争いがドイツ皇帝の仲裁裁判に付託され、アメリカ領とする判決が下ったことを伝えた記事だが、ここで「近時両国共に議するに、悉く局外の公断を聴かんと、乃ち徳国皇帝に其の事を判ぜんことを請う」と、仲裁裁判に「公断」の語を用いている。さらに第26号(1874年10月)の「瑞士近事」でも、各国がスイスで平和会議の開催を計画していることを伝えたのち、重大ではない外交案件は「隣邦に平情の公断を請え」ば、紛争の解決も容易である、と評しており、やはり「公断」の表現が用いられている。

以上のように、アラバマ号事件を機に仲裁裁判が紛争の平和的手段として重視されるようになると、中国の西洋人宣教師たちもこれを周旋や仲介と区別して表現するようになった。 しかも「秉公酌定」のような表現は、その後マーチンらが国際法関連書を翻訳した際に用いた表現(「秉公判断」など)と類似したものであった。もっとも、第三者に「秉公酌定」を

¹³⁾ 田畑茂二郎・太寿堂鼎『ケースブック国際法(新版)』有信堂高文社,1987年,363~366ページ。アラバマ号事件と仲裁裁判制度の中国への紹介については,田涛「阿拉巴馬号案与晩清国人的国際法印象」(『天津師範大学学報(社会科学版)』2002年3期,2002年)が初歩的な考察を加えているが,検討対象とした史料が限られており,当時の新聞や雑誌における紹介状況は論じられていない。また,あたかも1884年の清仏戦争の際に清朝が初めて仲裁裁判への付託を試みたかのような記述がなされており、中国における仲裁裁判制度の受容過程についても分析が不十分である。

請うなどの表現は、仲裁裁判の説明的翻訳であって、20世紀初めのように一つの専門用語として訳語が確立していたわけでない。それでも、マーチンらが関わった国際法関連書の翻訳や『中西聞見録』では、基本的に「秉公○断」や「公断」など「第三者による公平な裁定」に重点を置いた説明がなされており、同時期の清朝外政担当者が用いた「公評」の表現は見られないことが指摘できる。

ただ、『中西聞見録』第15号(1873年10月)掲載の「英国近事・興和息戦」では、アラバマ号事件の仲裁裁判について「各国の公議を経て、英は美国に一千五百萬元を贈い」とあり、イギリスが判決を受け入れたのは「公論に服するなり」と説明している。この記事は、1873年7月8日にイギリスの下院議員へンリー・リチャードが議会で行った提案¹⁴⁾を紹介したものと思われるが、リチャードの演説には無い仲裁裁判の事例があげられているなど、提案の趣旨を中国の読者に分かりやすく伝えるため、かなりの意訳や改変が加えられているようである¹⁵⁾。とくに英米が仲裁裁判の判決を尊重する理由について、ヘンリー・リチャードはそれを英米両国の人々自身の正義感や倫理観に求めているのに対し、『中西聞見録』の記事は上述の通り「公論」に従ったからだと説明している。こうした意訳は、「公論」を重視する中国人が理解し受け入れやすいようにとの配慮からなされたものだろうが、「公論」によって紛争相手国を非難することを目的とする清朝外政担当者の「公評」観を強める一因になったのではないだろうか¹⁶⁾。

第2節 『教会新報』・『万国公報』

つぎに上海で発行されていた『教会新報』(週刊,刊行期間:1868年9月~1874年8月)とその継続誌である『万国公報』(週刊,刊行期間:1874年9月~1883年7月)を取り上げる。アメリカ人宣教師アレンが中心となっていた『教会新報』は、当初はその名の通りキリ

- 14) ヘンリー・リチャードは仲裁裁判を推進するロンドン平和協会幹事で、この演説はイギリス政府に対し、恒久的な仲裁裁判制度の確立に向け各国と協議するよう提案したものである。Martin Ceadel, Semi-Detached Idealists: The British Peace Movement and International Relations, 1854-1945, Oxford: University Press, 2000, p. 97. ヘンリー・リチャードの演説内容は以下を参照: https://hansard.parliament.uk/commons/1873-07-08/debates/ddf2513a-0bef-41cd-afea-38b842a71c72/InternationalLaw%E2%80%94Arbitration(最終閲覧日: 2020年10月22日)
- 15) 『中西聞見録』のこの記事は、最近の仲裁裁判の例として英米が領土紛争をドイツ皇帝の仲裁裁判に付託した事例を挙げているが、ヘンリー・リチャードの議会演説にこの事例への言及はない。そのような事例を追加したのは、先述したように『中西聞見録』第8号でこの事例に言及しており、雑誌の読者の理解に資すると判断したからだろう。『中西聞見録』の編集者がヘンリー・リチャードの議会演説の内容を、どのような形で知ったのかを特定することはできないが、当時の英米の新聞にはヘンリー・リチャードの議会演説の概要が掲載されていた(e.g. The Times, Jul. 9, 1873, p. 7)。ただし、『中西聞見録』の情報源がたとえ演説の概要だけであったとしても、原文にない事例を追加するという改変は、追加された事例からみても、『中西聞見録』側が行ったものとみて間違いないだろう。
- 16) 清朝外政担当者が仲裁裁判に「公評」の表現を用いたのは、この記事と同時期の1873年のことだが、「公論」形成を目的とする「公評」が明確に議論されはじめたのは、1874年の台湾出兵事件の際であった。前掲拙稿「清末中国における仲裁裁判観」第3・4章参照。

スト教の教義解説や教会・伝道関係の内容が中心であった。だが、1860年代末より中国の政治改革論を掲載しはじめ、国内外の動向(「各国近事」)や時事問題に関する記事の紙幅が増えて啓蒙雑誌としての性格を強め、1874年9月5日の第301号から『万国公報』に改称した¹⁷⁰。

この『教会新報』で仲裁裁判に言及した事例を整理したものが表1である。やはり仲裁裁判への最初の言及は、アラバマ号事件の動向を紹介した記事であった。アラバマ号事件の仲裁裁判に対し、1872年では「従公処断」とともに「持平調処」の表現もみえるが、1873年になると「持平公断」や「公断」の表現に変わっている。前述したように、『中西聞見録』で最初に「公断」の表現が現れたのは1873年3月であるが、同じ時期に『教会新報』にも「公断」の語が登場していた。

それとともに、『教会新報』では1873年より「評断」の表現が多用されていることに注目したい。前稿で論じたように、1873~1874年という時期は、総理衙門をはじめとする清朝の外政担当者が、キューバ華工虐待問題や日本の台湾出兵への対応のなかで、具体的に仲裁裁判を利用し始めた時期であり、当初は「公評」「評定」「一同公評定断完結」など多様な表現が用いられていたが、しだいに「公評」が中心になっていった¹⁸。一方で、李鴻章らが西洋の本来の仲裁裁判制度を念頭において「評断」を用いている例もみられる¹⁹。アレンが李鴻章の設立した江南機器製造総局の翻譯館や広方言館(外国語学校)で翻訳や教育に従事していたことを考えると、李鴻章らが「評断」を用いたのには『教会新報』の訳語が影響していたのかもしれない²⁰。

また、表1の最後の事例にみえる「公評剖断」という表現にも注意したい。これは、日本による台湾出兵を受けて「願安子」と名乗る中国人が寄稿した「時世浅説」という論説に対し、『教会新報』側が付したコメント内で使われた表現である。願安子が、日清間の台湾帰属問題を仲裁裁判に付託することを提案した『申報』の記事を引用し、これに賛成するのに対し、『教会新報』側は台湾の帰属問題を仲裁裁判の判断に委ねるべきではないとコメント

^{17) 『}教会新報』については、Adrian A. Bennett, Missionary Journalist in China: Young J. Allen and His Magazines, 1860 – 1883, Athens, Ga.: University of Georgia Press, 1983, Chap.4、梁元生『林楽知在華事業与《万国公法》』中文大学出版社、1978年、第5章、吉田寅前掲論文などを参照。

¹⁸⁾ 前掲拙稿「清末中国における仲裁裁判観」。

¹⁹⁾ 李鴻章が「評断」を用いた例は、たとえば『李文忠公全集』訳署函稿、巻 2 「論東使大久保行止」同治13年7月24日(1874年9月4日)附「述美国副領事畢徳格面議節略」、頁44、同書巻5 「論遺使」光緒2年閏5月27日(1876年7月18日)、頁36など。このほか駐英公使の曾紀澤が「評断」を用いている。『曾恵敏公遺集』巻 4 「巴黎致総署総辦」庚辰6月16日(1880年7月22日)など。なお、李鴻章が「評断」を用いるのは外国人の提案などを報告する場合が多く、また曾紀澤は英語を解し、在外公使として国際法を積極的に援用しようとしており、彼らが「評断」を用いているのは、西洋の本来の仲裁裁判を想定しているからであろう。

²⁰⁾ 清朝外政担当者の中で最初に「評断」を用いたのは、おそらく李鴻章だが、彼が最初に「評断」を用いたのは前注に挙げた、1874年9月にアメリカ駐天津副領事ペシック(畢徳格)との会談を総理衙門に報告した時である。以後、その表現が清朝外政担当者の間で広まったのではないかと考える。

表 1 『教会新報』における仲裁裁判への言及例

	号数	刊行年月日	表題	内容・表現
1	177	1872年 3月9日	英国近事・七則	(アラバマ号事件)望各公正人所断亜刺巴麻之款,必 使朝野欣悦,方不負畀託之意。
2	178	1872年 3月16日	美国近事	(アラバマ号事件) 去年在美国京城立約, 以公挙局外 之国従公処断…
3	189	1872年 6月1日	英国近事・八則	(アラバマ号事件) 亜刺巴麻償款, 茲交与箋尼城之局 外公正人持平調処。
4	222	1873年 1月22日	大葡萄国事・二則	近来英国与葡萄牙国商請法国国皇従公分断,以昭平允。 此做英美公請北徳意志国評断地界之法相同。
5	227	1873年 3月8日	大美国事・三則	彼此竟有参差之見,即各請一国従公妥議,両相允治,以大砲船為有備無用之物也。
6	233	1873年 4月19日	雑事近聞・議辦礼物酬 労	(アラバマ号事件) 英美両国,前因阿里巴麻船事,公 請意大利国巴西国瑞四国三国持平公断,後経三国派人 従公剖明允協之至。
7	248	1873年 8月2日	大日本国事·毗盧与日 本立約	(マリア・ルス号事件) 茲請俄国皇持公評断。
8	260	1873年 11月8日	英国賠款清結	(アラバマ号事件)前因阿拉巴麻船事,請別国公断, 応賠銀洋一千五百五十萬元。現今英国業已付清美国矣。
9	265	1873年 12月13日	大葡萄牙国事·公請評 地	(英・葡の領土問題) 今公請法国国皇持公評断, 応帰何国。法国業已允評, 此事不難結矣。惟其地係在亜非利加東辺。
10	270	1874年 1月17日	毗盧国信	(マリア・ルス号事件)(日本とペルー)均請俄国皇持公評断之説,已列前報久矣。今毗盧国京都有信云俄国皇帝已允両国所請従中評断也。…今聴俄国皇帝評断定有公論。
(1)	273	1874年 2月7日	大美国事・開公議堂	(メキシコ国境での犯罪多発について) 今請英国駐劄 美国欽差持公評断, 英欽差業已允断。
12	279	1874年 3月28日	公請断案未允	(マリア・ルス号事件) 前有二国欲請俄国皇上公断了 結之説。今据英京倫敦新報云俄国皇上未允此事。
(13)	298	1874年8月8日	時世浅説	(台湾出兵事件) 再観六月十四日申報内論台湾事中有云「査泰西諸国,雖以用兵為常事,然亦有別法,以解紛。使両国有商議不和,可託局外之国誠実大臣代為剖断也。… (→『申報』の記事の内容は表3④へ)」此為至善之挙。我中国豈可寛容隨和而惜兵民之性命耶。(投稿文中に引用された『申報』の記事に対する『教会新報』側のコメント) 現今中東二国之事,非比阿理巴麻船款,乃争地土大不相同。而阿理巴麻之事是応査万国公法之例,違背与否,各可請人公評剖断。今台湾一事,若中国請人,豈不自生疑意,地尚不定属於中国之意乎。故中国不応請人評断。

^{※ ()} 内は表作成者による補足。以下同じ。

している。『申報』や願安子と『教会新報』とが意見を異にするのは、まさに両者の仲裁裁判に対する認識が異なるからなのだが、これについては『申報』を取り上げる第3節で論じることとし、ここでは『教会新報』が用いた「公評剖断」について論じる。

これまで何度も確認したように、「公評」は総理衙門など清朝外政担当者が仲裁裁判を表すのに用いた語であった。清朝外政担当者が外交交渉の場で仲裁裁判に言及したのは、仲裁裁判の裁定自体よりも、仲裁裁判の制度に仮託して紛争相手国を非難する公論を形成することが目的であったため、このような表現が用いられたのである。それに対し、本来の仲裁裁判を説明しようとする『教会新報』は、これを「公評」+「剖断」、略して「評断」と表現した。総理衙門らの「公評」が(その目的はどうであれ)仲裁裁判そのものを指すのに対し、『教会新報』の「公評」は仲裁裁判の一部を指すもので、両者の意味内容は微妙にずれていた。

さて、表1が示すように『教会新報』の訳はしだいに「持公評断」、略して「公断」が主流となっていったが、そのまま「公断」の表現が定着したわけではなかった。

表 2 は『教会新報』から改称した『万国公報』において、1883年に該誌が一旦休刊するまでの間に仲裁裁判に言及した事例である。

②のようにアラバマ号事件の仲裁裁判を「調処」とするような事例もあるが、1875年から76年初めにかけては「従公評断」や「従中剖断」など、やはり「断」に重点をおいた表現が中心になっていた。しかし、1876年5月以降、その傾向が変わる。⑨では「評定」や「公評」の表現が用いられている。この記事は、ブラジル・アルゼンチン・パラグアイの三国が領土紛争を仲裁裁判に委ねることで合意したことを報じたもので、実際、当時の英米の新聞が、この領土問題がアメリカ大統領の仲裁裁判に委ねられたことを報じている²¹⁾。このようなケースでも「公評」が用いられているのである。

□の記事は、オーストリアのアンドラーシ侯爵のオスマン帝国に関する提案についてロシアが異議を唱えたのに対し、ドイツのビスマルクが「従公評定」し、アンドラーシ案を基礎に話がまとまったという内容だが、これは、1875~76年のボスニア・ヘルツェゴヴィナでのオスマン帝国支配に対する反乱を受け、1876年5月にベルリンで、ドイツ首相兼プロイセン王国外相ビスマルク、オーストリア外相アンドラーシ、ロシア外相ゴルチャコフが会談し、アンドラーシの提案に基づいたベルリン覚書が作成されたことを報じたものだろう²²⁾。よって、ビスマルクが実際に果たした役割はオーストリアとロシア間の仲介・調停にすぎないのだが、『万国公報』では仲裁裁判の説明に用いてきた「従公評定」の表現を使っている。

⑩は総理衙門の上奏(光緒3年10月16日・1877年11月20日付)を転載したものである。こ

^{21) &}quot;South America," *The Times*, Feb.7, 1876, p. 5, "South American Notes," *National Republican*, Mar.6, 1876, p. 1.

²²⁾ アンドラーシの提案とベルリン覚書については、飯田洋介『ビスマルクと大英帝国―伝統的外交手法の可能性と限界』勁草書房、2010年、29~47ページ、今井淳子「バルカンの危機 (1875 ~ 1877) と列強」『国際政経論集』(二松学舎大学) 18号、2012年、152~154ページを参照。

表 2 『万国公報』(1874~1883年)における仲裁裁判への言及例

	号数	刊行年月日	表題	内容・表現
1	308	1874年 10月24日	大日斯巴尼亜国事·古 巴前殺美国人事	(ヴァージニアス事件) 嗣当另請一国従公評議。
2	324	1875年 2月20日	大荷蘭国事·妥議永遠 息兵善法	嗣後倘有与隣国失和之処,不必搆兵,即照英美両国請局外調処之法,垂為定例。
3	325	1875年 2月27日	大英国事·与葡萄牙理 直新疆	(アフリカでの英葡の領土争い) 現央法皇麦馬韓従公 理直…請局外之国主而素為両国所敬信者, 公平断結, 俱各允従, 永無異説。
4	342	1875年 6月26日	大俄国事·評断隣邦未 結之案	(マリア・ルス号事件) 請俄国皇上従公剖断…俄皇之 意, 此案中両下文件亦須雨下査明, 方可従公評断也。
(5)	346	1875年 7月24日	鷺江李春生先生論鴉片 税	請服化友邦出為断論
6	349	1875年 8月14日	大法国事·公断友邦之 地	(英・葡の領土争い) 所以請法国主麦麻亨従中剖断。
7	349	1875年 8月14日	大俄国事·代友邦断事	(マリア・ルス号事件) 公請俄国皇上従中剖断之説, 疊経登諸報中。
8	377	1876年 3月4日	大葡萄牙国事·与英国 争界事結	(英・葡の領土争い) 曾請法国皇従公断結。… (アラ バマ号事件) 嗣各請素所相信之数国皇従公断明, …
9	387	1876年 5月13日	巴西国事・与隣国定界	(ブラジル・アルゼンチン・パラグアイ) 故三国現欲 公請隣邦大国持公従中評定。所欲請公評之国尚未言明。
1	4 冊	1876年 6月24日	土耳機国事・俄奥徳三 国仍照前立章程辦理	(オスマン帝国に関するオーストリア外相アンドラーシの提案に対し露・墺の意見が対立) 但現経徳相畢嗣 馬従公評定,自此俄徳奥三国均以奥国安得来西所立規 条内斟酌辦理,不便額外生枝云云。然雖如此,土其機 国已換新君,乱事仍□□靖,亦須三国従公理直。
10	468	1877年 12月15日	大清国事·総理衙門十 月十六日奏稿	(総理衙門の同治13年12月の上奏)将来仍邀各国使臣 公同評断等因。
11)	647	1881年 7月9日	国政要論仁字第十·解 息戦争	試観近来英美二国以賠償鉅款久未議決,後経各国公儀,着英賠銀一千五百万円与美,而英人允応不敢或違者,以追於公論也。又西海口有新地,英美久争不決,嗣請德国君主処断,定帰美国,英人立即退出,亦服公論也。

※1」は実際には仲裁裁判ではなかったことが明らかな事例。以下同じ。

の上奏文は、総理衙門がかつて同治13年12月(1875年1月)に行った上奏を引用しており、 その中にキューバでの華工虐待が明らかになったなら各国共同の「評断」を求めるとの一文 があった。つまり⑩の「評断」は、同治13年に総理衙門が用いた表現の転載にすぎない。

⑪はドイツ人宣教師エルンスト・ファーベルの「国政要論仁字第十」の一部で、この文章 は欧米での戦争回避の試みや仲裁裁判について紹介したもの²³だが、先に紹介した『中西聞

²³⁾ ファーベルは1879年10月から1883年に『万国公報』上に掲載した文章をまとめて、『自西徂東』と題して1884年に香港から出版しており、「国政要論仁字第十」は、その巻1、仁集の第9章に

見録』第15号のヘンリー・リチャードの演説を紹介した記事とほぼ同文であり、中国人読者に理解しやすい「公議」「公論」の表現が用いられている。

以上をまとめると、1876年5月以降は、それまでに比べて仲裁裁判に言及する記事自体が 圧倒的に少なくなっているうえ、清朝官僚が用いる「公評」や「公論」の表現を用いるよう に変化していた。その傾向に反するように見える⑩の「評断」は、過去の文章を引用したも のにすぎない。

1870年代半ば以降,清朝では、海外での華工虐待問題、日本による台湾出兵、マーガリー事件(1875年)など深刻な外交問題が相次ぎ、ちょうど世界的にも関心の高まっていた仲裁裁判を利用しようとの動きが起こった。中国にいる西洋人宣教師らも紛争の平和的解決手段として積極的に仲裁裁判を紹介したが、実際問題として、相手国の同意を要する仲裁裁判はそもそも実現するにはハードルが高いうえ、清朝の外政担当者が想定していた「公評」は、第三者による公平な裁定よりも、紛争相手国を「公論」によって非難することが目的だったため、なおさら相手国の同意を得られるはずがなかった。1870年代半ばに西洋人宣教師らの刊行した雑誌上で、一時的に仲裁裁判の紹介が増えたものの、清朝外交の現実を受けて、じきに下火になっていたのである。

『万国公報』はアレンの多忙により1883年に一旦休刊となるが、1889年に月刊誌として復刊される。この1889年は、しばらく途絶していた国際平和会議(Universal Peace Congress or International Peace Congress)が再開された年でもある。海外における1890年代の平和運動の盛り上がりのなか、復刊後の『万国公報』が仲裁裁判制度をどのように紹介したのか、それが日清戦争を経て危機感を強めていた中国知識人にどのような影響を与えたのか、第2章で論じることとする。

第3節 『申報』

これまで西洋人宣教師が中心となって刊行した雑誌を検討してきたが、次に中国人が編集の中心を担っていた新聞を取り上げる。それにより、西洋人宣教師らによる仲裁裁判の紹介が中国の知識人層に与えた影響の一端をうかがうことができるだろう。

検討対象とするは上海で発行されていた『申報』である。『申報』は、1872年4月の創刊から1949年5月に廃刊されるまで、77年という長い歴史を持ち、近代中国を代表する中文日刊紙²⁴⁰である。イギリス人貿易商のメジャーが創刊者だが、メジャーは中国人知識人を迎えて編集にあたらせ、自身はあまり編集に口を挟まなかったので、『申報』は中国人の意見を代表していたとされる²⁵⁾。

[「]解息戦争」と題して収録されている。

²⁴⁾ 創刊当初は隔日刊だったが、4か月後に日刊となった。

²⁵⁾ 戈公振『中国報学史』(三聯書店,2011年,初版は1927年),73ページ,梁元生前掲書,87ページ。なお,梁元生は、アレンが『教会新報』を『万国公報』に改称して中国人知識人や官僚を対象としたのも、同じ上海での中文日刊紙との競争。なかでも『申報』の創刊に刺激を受けた

表3・4は『申報』が創刊された1872年から1888年の間の時期に仲裁裁判に言及した事例である²⁶。西洋人宣教師らの刊行した雑誌と比較するため、まずは『万国公報』が休刊する1883年までの事例をまとめた表3を見ていこう。

最初の仲裁裁判への言及はやはりアラバマ号事件を報じた記事で、当初は「調処」と表現していた点もこれまでと同じである。また②のように1873年初めに「公断」の表現が現れるのも同じだが、1月14日というのは他の二誌よりもやや早い。

ただ、①は読者からの投稿文だが、ここで言及されている「公断」は、日本の神奈川県令が在横浜外国領事の立ち合いのもと、華工虐待行為についてマリア・ルス号船長を裁いた日本の刑事裁判であって、仲裁裁判のことではない²⁷⁾。よってここでの「公断」とは日本官憲と各国領事による「公同(共同)」での裁判か、あるいは両者による「公平な裁判」という意味だろう。そもそも漢語の「公断」には「官の裁判」という意味もあり、あとで述べるように、中国の知識人はかなり幅広い意味でこの言葉を使っていた。

つぎに『申報』の事例の全体的傾向を整理すると、まず、台湾出兵のあった1874年は事例が多く、局外の国に「従中判定」や「従中剖断」「秉公酌定」などを要請するという表現が用いられており、先にみてきた西洋人宣教師らの刊行した雑誌との共通性を見出せる。ただ、この時期の『教会新報』では「評断」が多いのに対し、1875年の『万国公報』では「従中剖断」などが増えており、『万国公報』が『申報』の表現の影響を受けたのかもしれない。

また、『申報』でも1870年代半ばに仲裁裁判への言及が多くなるものの、1876年以降はいっきに言及が減っており、これも『教会新報』『万国公報』と共通している。

一方、『申報』の特徴として、仲裁裁判への言及のほとんどが清朝に関わる事件であることが指摘できる²⁸⁾。海外の仲裁裁判に関しては、19世紀の仲裁裁判史の画期となったアラバマ号事件を除いては、②の英葡間の領土紛争と③の国際平和会議の動きを取り上げたものしかない。中国人が編集を担い、中国知識人を読者とする中文新聞であれば、中国に関わる事件が中心となるのは当然かもしれない。ただ、『申報』でも海外ニュースの記事は決して少なくなく、たとえば『万国公報』の事例を挙げた表2の①に述べるヴァージニアス事件²⁹⁾についても、事件の概要や関係国の対応は『申報』も報じている。しかし、関係国の交渉のなかで仲裁裁判への付託が提起されていたことは報じていない³⁰⁾。表3からは、仲裁裁判自体

からだとしている。

^{26) 1888}年で区切るのは、『万国公報』が復刊され、海外で国際平和会議が再開された1889年以降、中国における仲裁裁判の紹介・議論も新しい段階に入るからである。

²⁷⁾ マリア・ルス号事件の発生から日本による裁判までの経緯については、森田朋子『開国と治外 法権―領事裁判制度の運用とマリア・ルス号事件』吉川弘文館、2005年、147~188ページを参照。

²⁸⁾ マリア・ルス号事件は日本とペルーとの間の紛争だが、華工虐待をめぐる事件であり、清朝に関わる事件に含まれよう。

²⁹⁾ ヴァージニアス事件とは、キューバの10年戦争のさなかの1873年、キューバの反乱軍の武器を運んでいたアメリカ船ヴァージニアス号が、公海上でスペインに拿捕され、アメリカ人を含む乗員・乗客53名が殺害された事件。

³⁰⁾ ヴァージニアス事件を報じた『申報』の記事には以下の2件がある:「述古巴島人殺英美二国

やその理念に関心があったというより、仲裁裁判という方法で西洋や日本を牽制できると期待したところ、実際にはそれほど清朝が利用できる制度ではなかったため、中国知識人の間で急速に関心が低下したことが見て取れる。

次に、仲裁裁判を表す表現から中国知識人の仲裁裁判観を検討したい。1874、75年は「断」に重点をおいた表現が多い。これに対し、1881年の⑫の記事は「評其是非」の表現を用いている。この記事は、グラント元アメリカ大統領が琉球処分後の日清の紛争に対し、仲裁ではなく調停しか行わなかったのは、グラント一人の力には限界があったからで、この琉球問題を広く各国に通知し「其の是非を評す」れば、ただちに曲直を明らかにすることは容易で、中国のために表立って日本を抑制しようとしてくれる者はアメリカ大統領一人に止まらない、と述べており、典型的な「公評」的仲裁裁判観を示している。

では、『申報』も『万国公報』と同じく、当初は仲裁裁判本来の意味を翻訳しようとしたが、清朝外政当局の「公評」的理解に影響をうけて表現を変えていったのだろうか。

②の記事が示すように、そうした傾向はあっただろう。ただ、ここで注意したいのは、新聞や雑誌には編集者自身の記事だけでなく、総理衙門などの清朝の公文書を転載したもの、他の新聞から転載したもの、外国語新聞の記事を翻訳して転載したもの、読者からの寄稿文など様々な性格の記事が掲載されており、そのために仲裁裁判について様々な表現が混在するともに、同じような表現を用いていても、その意味内容や仲裁裁判への認識は必ずしも同じではなかったことである³¹。とくに『申報』はその傾向が強い。

そこで注目したいのは④の記事である。これは第2節で言及した,『教会新報』の最後の事例(表1③)と関わるもので,『教会新報』に掲載された願安子という中国人からの寄稿文が引用していた『申報』の記事こそ,この④である。この④で『申報』の編集者は,アラバマ号事件を例に挙げながら,戦争以外の紛争解決方法として,泰西諸国は紛争当事国が「局外之国の誠実なる大臣に代わりて剖断を為さんことを託す」ことがあり,今回の台湾の領有をめぐる日清間の争いもこの方法に倣うことを主張する。そして,もし日本が仲裁裁判への付託を認めなければ,日本が誤った見解を固持していることの一端があらわとなり,日本が仲裁裁判に同意すれば,中国は無益な戦争を回避することができる,とする。また,そもそも道理をもって論じれば,中国には議論の必要もなく,日本を軍事力によって駆逐すれば良いだけだが,(仲裁裁判に付託して)日本を哀れみ,勝手に台湾の生蕃討伐を行った咎をこれ以上責めないのは,中国の格別な慈悲深さである,と述べ、今は他人から侮られないために、万国公法に基づいて行動しなければならないとも述べている。

人始末」(1873年11月25日),「美国与古巴島事消息」(1873年12月11日)。

³¹⁾ たとえば同じ「公断」でも、先ほど言及した表3回は、読者からの寄稿文の中で用いられており、仲裁裁判のことではないが、表3⑤は North China Daily News(『字林西報』)の記事を訳して紹介した記事のタイトルで、North China Daily Newsの報じる通り、当時イギリス駐清公使のウェードは清朝側から arbitration の打診(とウェードは理解していた)を受けており、この「公断」は arbitration の訳語であったとみてよいだろう。

表 3 『申報』(1872~1883年) における仲裁裁判への言及例

	年月日	表題	内容・表現
1	1872年 5月11日	英美輯睦	(アラバマ号事件) 如其所索不奢, 則公正人員必当易於調処。 有局外旁観者就其事而論断之云。
2	1873年 1月14日	葡萄牙与英国争地	按両国遇有争端, 請隣国人員為之公断, 此法良為至善者。
3	1873年 2月17日	論皮盧国遣使東洋事	(マリア・ルス号) 宜倩隣国従中据理以断孰是孰否, 自有公 論是者助之, 否者抑之。
1	1873年 4月5日	辨東洋報論使臣来議台 湾逞兇事 (嶺南・蓮塘生稿)	(マリア・ルス号) 蒙日本官憲及各国駐浜領事公断。
4	1874年 7月27日	論台湾事	查泰西諸国,雖以用兵為常事,然亦有別法,以解紛。使両国有商議不和,可託局外之国誠実大臣代為剖断也。先美国向英国討亜拉巴嗎賠項,亦以此法処治。既定後,美国総統宣賀於天下曰於今得此良法,各国久後可藉以免兵禍矣。今日本既曰生番之地不属中国,中国又曰実在疆内,則両国何不請局外之国考察各情而従中判定。若日本不允,則更見其執謬之一斑。若能允従,則中国可免無益之戦,又可節省帑項也。然以理論之,中国実可不問,但以重兵駆逐之境外可也。倘尚恤日本,不更責以擅伐生番之罪,已為格外仁慈矣。此戰与和之機宜如此。今者海禁既開,中国断難成独立不懼之勢,亦不能不将就万国公法以従事,庶可不為他人所侮也。
5	1874年 8月21日	東洋一事擬請各国欽使公断	訳字林西報日華人相伝台湾之役, 現経擬定延託駐劄京師之各 国欽差, 従中裁断, 或用調停之法, 或申責備之詞, 使中朝与 日朝咸聽局外人断制焉。然此種辦法, 似唯中国一辺所願, 而 特為此計云云。
6	1874年 9月3日	西憲評隲	(総理衙門が台湾事件の往復文書を各国に通知したとの報) 蓋以便其察悉両造之曲直也。
7	1874年 9月22日	昨晚新聞	(台湾出兵) 将両国之事,延美国従中剖断。
8	1874年 11月 9 日	喜息兵論	(アラバマ号事件) 寧以此事委之局外和邦秉公酌定也。
9	1875年 9月9日	閱両日滇案消息書後	(マーガリー事件) 故不如遵万国公法延請公正隣国従公定断, 俾両国仍帰和好不事戦争之為得也。
10	1875年 10月 6 日	滇事伝言	(マーガリー事件) 縁有文雅人以為泰西新章凡両国有失和事, 不必交戦, 当由公正人作主云。
11)	1877年 6月4日	論西班牙人訛詐中国	(キューバ華工虐待問題でのスペインの対応に対し) 且最可 痛恨者,中国欲延局外各国与之理論,伊又不従。
12	1881年 2月23日	待時乗機折中説	(琉球問題) 苟中国将此事遍告各国, 評其是非, 正恐曲直不難立判, 必有為中国出場以遏日人之焔者, 当不僅美総統一人而已也。
13	1883年 12月7日	意在弭兵	(ベトナムをめぐる清仏紛争に対し万国太平会中人) 故擬勧 法国択一公正人以決此事之従違云。

紛争の平和的解決方法として仲裁裁判を評価しているが、ここで中国が仲裁裁判を援用する目的は、台湾の領有権を明確にすることではなく(中国知識人にとって台湾が中国に属することは自明のことだった)、仲裁裁判への付託を主張することで中国の主張の正しさや道義的優位性を世界に示すことに置かれている。つまり、「代為剖断」や「従中判定」などの表現を用いていても、仲裁裁判に対する認識としては、仲裁裁判の裁定より公論形成を重視する総理衙門などの「公評」と変わらないのである。外交の責任を負う総理衙門などは慎重に「断」を避けて「公評」と変わらないのである。外交の責任を負う総理衙門などは慎重に「断」を避けて「公評」と表現しているのに対し、『申報』の編集者らが「剖断」や「判定」などの裁定を強調する表現を用いているのは、彼らが仲裁裁判の裁定に対し楽観的であり、また「万国公法」への言及があるとはいえ、この制度を道徳的に捉えていて、必ずしも法律的に捉えていないからだろう。320。

一方,この『申報』の意見に対する『教会新法』のコメント(表1®)は、台湾の領有権問題を仲裁裁判に委ねることに反対している。紛争の平和的解決方法として仲裁裁判を重視してきた西洋人宣教師らの雑誌のコメントとしては、不思議に思われるかもしれないが、『教会新報』の論理は以下のようなものであった。すなわち、国際法上の中立義務違反が問われたアラバマ号事件と今回の台湾の領有権問題は事情が異なるものであり、台湾問題を仲裁裁判の判断に委ねれば、台湾が中国に属するかどうかはまだ定まっていないという疑いを自ら招いてしまうことになるので、中国は台湾の領有権問題を仲裁裁判に訴えるべきではない、と。また、仲裁裁判を提起するなら、それは生蕃を管理すべき清朝に代わって討伐を行った日本が戦費の賠償を中国に求め、中国がこれを拒否した場合に、日本側が提起すべきであるとも述べていた。西洋人宣教師にとって、仲裁裁判とは第三者に問題の裁定を委ねることであり、それは国際法に基づき法的に判断されるべきものだった。

台湾出兵事件は、中国において仲裁裁判が本格的に議論された事件であり、清末中国における仲裁裁判観の形成に少なからぬ影響を与えた事件であるが、この時期、たとえ同じ表現を用いていても、中国知識人と西洋人宣教師では、仲裁裁判に対する認識は異なっていたのである。

次に、1884~1888年の時期に『申報』が仲裁裁判をどのように報じていたかを確認しよう。表4が示すように、1884年に仲裁裁判への言及が多いが、これはベトナム問題をめぐって清仏間にまさに戦争が勃発しようとしていた時期、総理衙門がアメリカ駐清公使ヤングを通じてアメリカによる「公評」の可能性を探っていたからである。ただ、『申報』に「公断」とあるのは、それが外国人あるいは外国語新聞からの情報を翻訳したもの(よって原文にはarbitrationの語が用いられていた可能性が高い)で、これらの記事はあるいは同じ編集者に

³²⁾ 国際法自体、「万国公法」という表現をもって受容したことで、清末中国では自然法的な理解がなれていたことはつとに指摘されている(佐藤慎一『近代中国の知識人と文明』東京大学出版会、1996年、45~47ページ)が、仲裁裁判の理解についても、「公」が強調された訳語から同様の傾向がうかがわれる。

表 4 『申報』(1884~1888年) における仲裁裁判への言及例

	年月日	表題	内容・表現
	1884年		
1	7月18日	京華要電	(清仏問題) 聞総理衙門行文与各国欽使請為評其曲直, 想各 国当必有公論也。
2	8月1日	本埠伝言	(清仏問題)昨得伝言,彼此擬就与国中請一大臣出為公断云。
3	8月3日	総署述聞	(清仏問題, フランスの賠償金要求) 其費銀一節, 可各請大 国一人以為中人云。
4	8月7日	法事臆見	(清仏問題, ヤングの動向) 然後発電稟明美総統請為公断。
(5)	8月18日	総署致各国欽差照会訳 略	(清仏問題, フランスの賠償金請求) 請問中国倘果曲在中国, 則美国公断, 中国能従否。…〔此照会係従西文訳出。…〕
6	8月21日	電信訳聞	(清仏問題, 西商からの情報) 中法一事, 経美国居間調処公 断。
7	8月22日	電音存疑	(前日掲載した西商からの情報に対し) 蓋並未聞有美総統経 辦公断之説,何以竟有実数。想外洋有此伝聞,西人不察虚実, 即以達諸電報,実則不足為据也。
8	8月26日	法廷電音紀聞	(清仏問題) 凡此情節必当布告各国, 俾法廷尽悉其詳, 則曲 直所在, 泰西列邦自有公論。
9	9月10日	東瀛伝聞	(清仏問題) 日廷現寄音於其国駐京公使榎本武揚, 令邀集英 美徳各国公使出而勧和, 俾法人憑公裁断, 以息兵争。
10	12月2日	意存恫喝	(清仏問題) 美国報載有法国信息云中法之事,已由英国出為 公断,倘無成議,則法国議添兵船二萬,以擾広東云云。
(1)	12月 4 日	論英国応相助中国	(清仏問題)蓋数日前曾有中朝将己意及法人之意告之英国, 使為酌中評理之説。
	1885年		
12	3月20日	俄兵暫駐	(アフガン・ロシア間の境界問題) 俟有公正人出為画定疆界, 再行定奪云云。
(13)	5月5日	英俄消息	(アフガン・ロシア間の境界問題) 或当由丹国皇出為調処。
14)	9月28日	教王居間	(ドイツ・スペイン間のカロリング諸島の領有権争い) 現在 両国倶請羅馬教王為之従中居間。
	1887年		
15	3月3日	崎案続聞	(長崎事件) 遂請徳国駐日欽使従中公儀, 以判曲直。
	1888年		
1	2月26日	論万国公法道在和同	泰西自有万国公法之設,列邦皆奉為圭臬,而不敢有違。国有 大事,或兵刑玉帛盟聘和戦之拳,咸必於此折衷焉。不能以一 国独断,須以万国公断。
16	12月17日	与客論公法	(日本の琉球処分やフランスの越南保護国化) 而欧州諸大国 亦未聞其代為評論, 斥日法之与公法不符, 是何故也。

※〔〕内は原文の注記

よる翻訳かもしれない。一方、総理衙門など清朝側からの情報(①、⑧、⑪など)は、「評其曲直」「公論」「酌中評理」などの表現が用いられており、やはり外国人と清朝外政担当者の仲裁裁判に対する姿勢の違いを反映している。

また、1885年の海外における2件の仲裁裁判について、いずれも「公断」の表現は用いられておらず、「調処(周旋)」や「従中居間(間に入る)」という曖昧な表現がなされている。一方、①には「公断」の語が見えるが、西洋には万国公法があり、盟約や和戦など国際関係は「一国を以て独断すること能わず、須らく万国を以て公断すべし」とあるように、「独断」の対としての「公断」であって、仲裁裁判の意味ではない。先述したように、19世紀後半の中国では「公断」は広い意味を持っていた。このような「公断」という語で西洋人宣教師らが仲裁裁判を紹介したことが、清末の中国知識人の仲裁裁判理解を独特なものにしていた。この点はのちに改めて論じる。

最後に、表 4 ⑯の事例から、この時期の中国知識人の国際秩序や国際法に対する認識を確認したい。⑯は「客と公法を論ず」という論説の一部で、西洋の国際関係は万国公法を基準とするといっても、強国はこれを遵守する必要がなく、弱国はこれに頼ることができないという現実について、客と議論する形で中国の取るべき対応を述べている。その中で、日本に減ぼされた琉球とフランスの保護下に置かれたベトナムを挙げ、「欧洲諸大国も亦た未だ其の代わりて評論を為し、日・法の公法と符さざるを斥けるを聞かず」と、近代国際社会の中心であるヨーロッパ諸大国が、万国公法に反する日・仏の横暴を「評論」によって咎めなかったと述べる。この「評論」は総理衙門らの「公評」観に通じるものだろうが、ここには、国際社会は万国公法に反する行為を非難すべきだという認識と、だが現実にはそれは必ずしも行われないという認識が示されている。

そしてこの論説は、日・仏の横暴が黙認された理由について、琉球・ベトナムのような国としての体をなさない弱国は、公法の道理をもって争うことはできないと、現実の力関係が万国公法の道理に勝るとしている。ただし、中国はすでに装甲艦を配備するなど軍備を増強しており、他国のように力を頼んで隣国を兼併し公法に悖る横暴を行う気が中国になくとも、以前のように強隣に侮られることもない、とし、今後は中外一家の友好関係が築かれ、「即い既に公法之中に入るも、亦た且に永久に公法を用いざるべし」と結んでいる。

この論説が書かれた1888年当時は、北洋艦隊の建設が進み、また朝鮮半島では清朝優位の情勢が形成されおり、この論説も中国はもはや弱国ではないという自信のもと、国際法や国際社会の「評論」に対し、やや冷めた議論を展開している。それでは、日清戦争に敗れ中国を取り巻く情勢が大きく変わった1890年代後半、同時期に海外で高揚した平和運動、なかんずく仲裁裁判制度の確立を求める動きに対し、中国知識人はこれをどのように見たのだろうか。次章ではまず、復刊された『万国公報』が、海外での平和運動や仲裁裁判制度の発展をどのように中国に紹介したのかを確認する。

第2章 『万国公報』による仲裁裁判制度の紹介

アレンの多忙により1883年から休刊していた『万国公報』は、1889年に広学会の機関誌(月刊)として復刊された。広学会は、英米を主とする宣教師や領事、商人らが上海に作った出版機構である³³⁾が、『万国公報』の編集長はアレンが担当した³⁴⁾。ただ、1891年に広学会の総幹事となったイギリス人宣教師のティモシー・リチャードは、平和運動や仲裁裁判制度の確立に強い関心を持っていたことでも知られている³⁵⁾。また世界に目を向ければ、1889年の列国議員会議(Inter-Parliamentary Conference)の組織化と国際平和会議の再開催によって、それまで個別の集団によって展開されていた平和運動が統合・融合され、大きく前進すると、平和運動の中心テーマの一つとして、仲裁裁判制度をめぐる議論も活発化した³⁶⁾。英米間では1897年に一般的仲裁条約が締結され³⁷⁾、さらに第1回ハーグ平和会議では常設の仲裁裁判所の設立が決まるなど、1889年~1899年は仲裁裁判制度が大きく発展した時期にあたる。復刊後の『万国公報』でも当然、仲裁裁判に言及した事例は少なくない。よく知られているように、復刊後の『万国公報』は西洋文明の紹介者として変法運動期の中国知識人に大きな影響を与えたが、仲裁裁判制度の紹介についてはどのような役割を果たしたのだろうか。本章では、復刊後の『万国公報』について、第1号から第131号(1899年12月)までを対象に、仲裁裁判に言及した事例を検討していく。

とはいえ、仲裁裁判に関する表記のバリエーションは第1章で紹介したものと大差ないため、ここでは個別の事例を表にするのではなく、どのような表現がどのような種類の記事で用いられていたのかを数値で表し、全体の傾向を確認したのち、特徴的な事例について具体的に取り上げることとする。

表5は、筆者が確認した仲裁裁判に言及している53本の記事について、表現ごとに件数を整理したものである。同じ記事の中に同じ表現が複数ある場合は1件と数えたが、同じ記事の中に複数の表現がある場合はそれぞれを1件とカウントした³⁸⁾。さらに、『万国公報』の記事を論説や特集記事、各国ニュース、電文ニュースの3種類に分け、記事の種類ごとの表現

³³⁾ この出版機構の成立当初の名は「同文書会」であり、1892年に「広学会」に改称されたが、本稿では「広学会」で統一する。

³⁴⁾ 梁元生前掲書. 114ページ。

³⁵⁾ ティモシー・リチャードが平和運動に関心を寄せていたことは、自身の回想録にも述べられている。Timothy Richard, Forty-five Years in China, London: T. Fisher Unwin Ltd., 1916, Chap.21. 邦訳は、蒲豊彦・倉田明子監訳『中国伝道45年―ティモシー・リチャード回想録』平凡社、2020年、第21章。また彼の平和運動への関りについては以下を参照: Eunice V. Johnson, Timothy Richard's Vision: Education and Reform in China, 1880 – 1910, Eugen Or.: Pickwick Publications, 2014, pp. 123 – 124.

³⁶⁾ ヒンズリー前掲書, 194~195ページ。

^{37) 1897}年1月にアメリカ国務長官オルニーとイギリス駐米大使ポンスフォートの間で締結された、いわゆるオルニー・ポンスフォート条約。アメリカ上院において僅差で拒否されたため、 条約は批准されなかった。

³⁸⁾ そのような記事は53本中3本だった。

数も表 5 に示した。また、表の下部に示すように、実際には仲裁裁判ではないものを「公評」とするものが 1 件、「公断」とするものが 4 件あった。なお、表 5 の作成にあたって筆者が主に用いたのは、華文書局『清末民初報刊叢編』版で、そもそも欠落がある上、筆者が見落とした事例もあるかもしれないので、統計としては不十分な点もあるだろうが、おおよその傾向を掴むことはできるだろう。

表5からまず分かるのは、「公断」を用いた事例の数が最も多く、「秉公核断」などを含め「断」に重点のある表現(計46)が「公評」やこれに類する表現(計15)の3倍となっていることである。また、記事の種類に注目すると、各国ニュースや電文ニュースのように、海外の動向を簡潔に紹介する記事では圧倒的に「公断」が用いられており、仲裁裁判を表す一つの用語として「公断」が定着しつつあったことが分かる。一方、「評」を用いたものにせよ、「断」を用いたものにせよ、仲裁裁判を説明的に訳した表現は論説や特集記事などに多かった。なお、「公断」は分析対象とした1889~1899年の間の全時期において多かったが、説明的な表現は前半の時期に多く見られた。

次に注目したいのは、複数の表現が併存している3点の記事である。

一つ目は第28冊(1891年5月)に掲載されたティモシー・リチャードの「救世教益 第 三」である。1887年に李鴻章に面会した際、李鴻章からキリスト教は国家にどのような利益をもたらすのかと問われたことから、ティモシー・リチャードは『救世教益』(Historical Evidences of the Benefits of Christianity)という本を執筆し、これが『万国公報』第24冊から第37冊に連載された。その「第三 有益於政、立国、行政、睦世」のなかで、ティモシー・リチャードは、キリスト教と紛争の平和的解決の動きとの関わりを説明して仲裁裁判に言及し、紛争解決を他国の人の「従公議定」に付して是非を明らかにすることだと説明している。また、アラバマ号事件については、英米両国が「他国に公平に接じて曲直を評論せんことを請う」たと述べ、またマリア・ルス号事件については、日本とペルーが「人に評定を為さんことを請う」たとしている。李鴻章ら中国知識人にキリスト教が国際平和に果たす役割を説明しようとする文章であれば、李鴻章らが受け入れやすい「公評」的な表現が用いられたのも無理はない³⁹⁾。

二つ目は第48冊(1893年1月)掲載のティモシー・リチャードと蔡爾康による「弭兵会記」で、これは1889年から再開された国際平和会議について紹介した記事である⁴⁰。前述したとおり、19世紀後半の平和運動は仲裁裁判の確立を中心テーマの一つとしており、この記

³⁹⁾ このほか第66冊 (1894年7月) 掲載の「大清国事・朝鮮紀乱」という特集記事では、李鴻章が清軍兵士に対し、「将に英徳両国に中日之曲直を公評せんことを請わんと」しているので、軽々しく戦端を開かないように命じたと報じており、『万国公報』の「公評」的表現の中には、このように清朝外政当局や『申報』が用いた表現を転載したものも含まれている。

⁴⁰⁾ 原文は国際平和会議を「弭兵会」とする。当時の中国では、このような戦争回避・軍縮を求めた平和会議を「弭兵会」と呼んでおり、1899年のハーグ平和会議も当初は「弭兵会」と呼ばれていた。なお、蔡爾康については注45を参照。

表 5 『万国公報』(1889年~1899年) における仲裁裁判への言及とその表現

表現		記事の種類ごとの件数	計
	調処	【論説】2(*1)	2
「評」に重点のある表現	評論, 評論其曲直 評其曲直, 公同評論	【論説】5(*3)	5
15 (* 5)	公評, 公評曲直	【論説】3(*1)【各国】3【電文】3	9
	評定	【論説】1 (*1)	1
	明分其曲直, 剖分曲直 従公議定, 作為定論	【論説】4(*2)	2
	断曲直,断其是非曲直 断其曲直,代為決断 判決是非	【論説】4(*2)【各国】1	5
「断」に重点のある表現 46(*6)	秉公核断, 秉公剖断 秉公処断	【論説】3(*1)【各国】1	5
	公断, 公断是非 公断是非曲直	【論説】8(*2)【各国】11 【電文】17	36
	(仲裁裁判ではない) 公評	【電文】1	1
	(仲裁裁判ではない) 公断	【論説】2 【電文】2	4

※ () 内の*付き数字は、そのうち同じ記事の中に複数の表現が見られたもの

事でも国際平和会議の歴史について、仲裁裁判制度の展開との関わりを中心に述べている。すなわち、国際平和会議を主催する主要団体の一つであるロンドン平和協会⁴¹⁾が、各国の元首や支配層に対し、紛争の平和的解決手段として仲裁裁判を推奨し、また講和条約の締結時には将来の紛争を仲裁裁判に付することを約した仲裁条項を挿入するよう働きかけてきたことを述べているが、そこでは仲裁裁判を「共に局外之国に是非を判決せんことを請う」や「他国を違いて公を乗りて剖断せしむ」と表現している。さらに第3回国際平和会議が開かれた1891年に四つの国際紛争が仲裁裁判で解決されたと、仲裁裁判の広がりを具体的に述べているが、①ブラジルとアルゼンチンの国境問題がアメリカ大統領の仲裁裁判に委ねられたことは、「評其曲直」と表現し、②フランスとオランダとの南米ガイアナをめぐる紛争をロシア皇帝の仲裁裁判に付託した件は、ロシア皇帝に「定其界址」を請うたと表現している。また、③ポルトガルとイギリスのマプト湾⁶²⁾をめぐる紛争をスイスの法律家の仲裁裁判に付託した件は、「断其是非」とするが、④英米のベーリング海漁業問題を、イギリスはカナダの議員と大学学長、アメリカは自国の大学学長2名にそれぞれ全権を与えて判断させた件は、その判断を「作為定論」としている。一方、同じ記事の中でティモシー・リチャードらは、

⁴¹⁾ 原文中では「弭兵新会」となっている。

⁴²⁾ モザンビーク南部の湾。ポルトガル語でマプト湾、英語でデラゴア湾。

イギリスの「相臣⁴³」が軍縮に関する発言として、一たび「公断」を経れば、無辜の臣民に 戦争による悲惨な死を強いることがないと述べたとし、「公断」の表現も用いている。

このように、同じ文章の中で仲裁裁判に対し、「評」を用いたものから「公断」まで、様々な表現が用いられていた。これは、同じ表現の繰り返しを嫌った修辞的な理由によるものだろう。だが、第1章でみてきたように、かつては区別して用いられていた「評」に重点をおいた表現と「断」に重点をおいた表現が、ここでは言い換えが可能な、同じ意味内容を指す表現として扱われている。

同じことは3つ目の記事,すなわち第98冊(1897年3月)に掲載された「英美新訂公断違言条約」にも言える。これは1897年1月に調印された英米の仲裁条約(オルニー・ポンスフォート条約)の漢訳である。ベネズエラ国境紛争⁴⁴⁾やベーリング海漁業問題など紛争を抱える英米が、仲裁裁判による紛争解決を目指していたことは、『万国公報』でもしばしば報道されていたが、当時の平和運動の重要な取り組みの一つが仲裁条約の締結を各国に求めることであり、その結果ついに英米という大国が一般的仲裁条約を締結したことは、『万国公報』としては当然、特筆すべきことだった。このため、条約の内容を漢訳して紹介しているが、条約の原文ではすべて「arbitration」となっている部分に、「公同評論」「公評曲直」「公断」の3種類の表現が用いられていた。

以上のように、1889~1899年において『万国公報』では、「公断」やこれに類する表現が 多用されており、とくに後半はそれが顕著となる一方、国際平和会議や英米仲裁条約に関す る重要な文章では「評論」や「公評」などの表現が「公断」などと併用されていた。

また、第62冊(1894年3月)掲載の「地球弭兵会議上」(アレン述・蔡爾康⁴⁵作)では、この年開催されたベルン国際平和会議で、国際平和事務局(International Peace Bureau)が設立されたことをうけて、今後の国際紛争は、紛争当事国が「弭兵総局」(国際平和事務局)にそれぞれの見解を告げ、「其の曲直を評して之を調処せしむ」ようになると説明している。そして、同じ第62冊掲載の蔡爾康による「地球弭兵会議下」では、パミールをめぐる中露間の紛争について、中国が「弭兵総局」に布告し、「各国の公評を請う」べきだとし、各国は曲がロシアに在ることを知っており、必ず正義を擁護して中国に応えるはずだと述べている。この二つの論説は、先のティモシー・リチャードらの「弭兵会記」とともに日清戦争に関する文献記録やアレンらの評論を集めて編集した『中東戦紀本末』(1896年)巻1に

^{43) 1892}年当時の首相であったグラッドストンか。残念ながら原文にあたるものを確定することができなかった。

^{44) 1894}年, 英領ギアナとベネズエラの国境問題に, モンロー・ドクトリンを掲げるアメリカが 仲裁を求めたが, イギリスがこれを拒否, 英米間に緊張が高まったが, 1896年に英米間で協議 が始まり, 仲裁委員会の設置が決定された。佐々木卓也編著『ハンドブックアメリカ外交史― 建国から冷戦後まで』ミネルヴァ書房, 2011年, 42~43ページ。

⁴⁵⁾ 蔡爾康(1858~1923年ごろ),上海の文人。『字林西報』の中文版『上海新報』の主筆や『申報』の編集に携わったのち、1894年に『万国公報』の中国語主筆となっている。陳玉堂編著『中国近現代人物名号大辞典(全編増訂本)』浙江古籍出版社、2005年、1281~1282ページ、ティモシー・リチャード著、蒲豊彦・倉田明子監訳前掲書、407ページを参照。

収録されることになるが、同書は日清戦争後の中国知識人に大きな影響を与えたものである⁴⁶。『万国公報』全体では、「公断」やこれに類する表現が多数を占めつつも、このように重要な論説においては「公評」や「調処」などの表現が用いられていた。このことが、日清戦争後の中国知識人の仲裁裁判観にどのような影響を与えたのかは、第3章で論じたい。

『万国公報』の仲裁裁判に関する記事についてもう一つ注目したいのは,原文を翻訳して紹介する際に改変が加えられている点である。改変が顕著なものとして,第99冊(1897年4月)掲載の「英軺五筆」があるが,これは実際には仲裁裁判ではないものを「公断」と表現していた事例の一つである。「英軺五筆」は,1896年に李鴻章がヨーロッパを訪問した際,彼の行動を報じた西洋の新聞記事を,翻訳して紹介した連載記事の一部である。この「英軺五筆」では,1896年8月12日にロンドン滞在中だった李鴻章を「万国太平会」(正確には「英国および諸国仲裁裁判協会(The British and Foreign Arbitration Association)」)の代表が訪れ,清朝および李鴻章が仲裁裁判制度に理解を示してきたことを称賛する書簡を手渡したことが述べられている。この書簡の中で,清朝が国際紛争を平和的に解決しようとした事例として,①台湾出兵,②琉球処分,③清仏戦争が挙げられているが,①と②で英語原文物と『万国公報』の翻訳が大きく異なっていた。

英語の原文では、①1875年の台湾出兵事件を、主としてイギリス駐清公使ウェードの尽力により「仲裁裁判(arbitration)」で解決したとし、②琉球処分によって起こった日清間の紛争は、前アメリカ大統領グラントの「仲介(mediation)」によって解決したとする。一方、『万国公報』の翻訳は、①をウェードの「竭力調処」に清朝がおおよそ従ったとし、②は1885年に日本が琉球を滅ぼした際、清朝はグラント前大統領の「公断」を認めたとしている。つまり、英語の原文は①を仲裁、②を仲介とする一方、『万国公報』は①を周旋・仲介、②を仲裁としており、ウェードとグラントの果たした役割が逆になっているのである。では、なぜこのようなことが生じたのだろうか?

実際にウェードとグラントが果たした役割は、いずれも仲介(mediation)であった。だが、19世紀後半のヨーロッパで出版されていた国際法関連の書籍では、1875年の台湾出兵は、ウェードの仲裁裁判によって清朝に賠償金の支払いが命じられたと説明されていた⁴⁸。そもそも台湾出兵は1874年なので、この事件が当時のヨーロッパでどこまで正確に理解されていたのか怪しいが、大国イギリスの公使が日清の紛争に対し賠償金の支払いによる解決を提案

⁴⁶⁾ なお、『中東戦紀本末』と同じく広学会から出版され、変法期の中国知識人に影響を与えた書として、ティモシー・リチャードがマッケンジーの History of the Nineteenth を漢訳した『泰西新史攬要』(1895年)がある。この書の第8巻・第18節「英美創失和公断之法」では、仲裁裁判(arbitration)を公正な人物による「公断」「公断曲直」「持平判断」「持平核議」などと表現している。

⁴⁷⁾ The British and Foreign Arbitration Association の代表が李鴻章に手渡した書簡の内容は, 以下を参照: "Li Hung Chang", *The Times*, Aug 13, 1896, p. 3.

⁴⁸⁾ Charles Calvo, Le droit international theorique et pratique, precede d'un expose historique des progres de la science du droit des gens, 4. ed., rev. et complete, Paris: Guillaumin et Co., 1887 – 88, § 1716.

したことは、ヨーロッパでは仲裁裁判に見えたのだろう。仲裁裁判と仲介の大きな違いは、第三者の判断(あるいは提案)に紛争当事国に対する拘束力があるかどうかなので、たとえ仲介であっても、大国の仲介案なら現実には紛争当事国が拒否できないこともあり、結果として仲裁裁判と同様の機能を果たすことがある。その意味では、仲裁裁判か仲介かの違いは小さいように見えるかもしれない。だが、中国にいて当時の状況を知っており、また中国人読者を相手とする『万国公報』の編集者としては、ウェードの仲介を仲裁裁判と訳すわけにはいかなかっただろう。なぜなら、清朝側の認識としては、支払いを認めたのは台湾先住民に殺害された被害者への「撫恤金」であり、清朝皇帝の慈悲によってなされたものであって、「賠償金」ではなかったからである。実際にウェードが行ったことは仲介だったが、「撫恤金」という表現に清朝がこだわっている以上、ヨーロッパで信じられていたように「仲裁裁判によって賠償金支払いが命じられた」かのように訳すことはできなかっただろう。

一方,グラントが日清に琉球分割を提案した件については,当時グラントに同行していたジャーナリストで,1880年代にアメリカ駐清公使となったヤングが,のちに著した論文の中で,グラントが日清に提示した琉球分割案を「the terms of arbitration」と表現していた⁴⁹⁾。また,1880年の日本との交渉において李鴻章は,琉球王国の存続を可能とする琉球三分割案をグラントの「私擬公評」,つまり仲裁裁判の判決に類するものだと主張していた⁵⁰⁾。実際に仲裁裁判が行われたわけではないが,清朝側がグラントに求めたのは,日本の琉球廃滅を非難する「公論」を示すことであったので,『万国公報』がグラントの行ったことを「公断」と訳すのは,清朝外政当局の主張に合致する。もとの英文書簡にも事実誤認はあったが,清朝側の認識にそった翻訳がなされていたと言えよう。

また、同じく実際には仲裁裁判ではないものを「公評」と表現したものに、アメリカ大統領マッキンレーの議会での演説(一般教書演説)を伝えた電文ニュース(1897年12月・第107冊掲載)がある。マッキンレーの演説の原文には、スペインとキューバの戦争にアメリカが介入するとしたら、それは文明世界の支持と承認(support and approval of the civilized world)を得られる程その必要性が明らかな時だとある⁵¹⁾が、『万国公報』はこれを「スペインとキューバの争いについて、スペイン政府に善法を図り、落ち着いて立て直すよう求めなければならないが、俄に催促してはならない。たとえ今後わがアメリカの関与が必要となったとしても、必らず天下の人の公評を待つべきである」と、「天下の人の公評」と

⁴⁹⁾ John Russell Young, "American Influence in China", *The North American Review*, Vol. 151, No. 405, Aug., 1890, p. 198. なお、ヤングは1879・1880年当時から、グラントが清朝側に仲裁裁判制度を紹介したと強調していた(前掲拙稿「琉球処分をめぐる日清交渉と仲裁裁判制度」、8ページ)。ヤングがグラントの行動を「仲裁」だったとするのは、ヤング自身が仲裁裁判に積極的だったうえに、東アジアへの仲裁裁判制度の拡大にアメリカが中心的役割を果たしたと主張したいからであろう。

⁵⁰⁾ 琉球処分後の日清間の交渉については、前掲拙稿「琉球処分をめぐる日清交渉と仲裁裁判制度」を参照。

⁵¹⁾ マッキンレー大統領のこの一般教書演説の原文は以下を参照: https://www.presidency.ucsb. edu/documents/first-annual-message-15 (最終閲覧日: 2020年11月16日)

いう表現を用いている。二国間の紛争に他国が介入すべきだと判断することを「公評」と訳しているわけである。このような「公評」の用い方は、仲裁裁判にかりて「公論」の形で他国の介入を求めるという、清朝外政当局が用いた「公評」に相通じるものである。だが、このような「公評」が、同時に仲裁裁判の訳語としても用いられており、「公断」などの表現と併用されていたら、中国人知識人は、「公評」や「公断」という制度は、国際的な不正義に対し各国が進んで介入を行うものであるという認識をいよいよ強めたであろう。

けれども、仲裁裁判とは、紛争が発生するごとに紛争当事国の合意によって選任された裁判官から構成される裁判所によって行われる裁判手続きであり、仲裁裁判の裁判基準も当事国の合意や条約で定められるものであって、一定しないものだった。「衡平および善に基づいて」裁判を行うことが認められることもあるが、実際の仲裁裁判は国際法を基本的な裁判基準としつつも、多くの場合それが厳格に適用されたわけではなかった⁵²⁾。「公評」や「公断」という表現からは、国際社会の「公論」による是非の議論・判断、という印象を受けるが、実際には紛争当事国の合意によって選ばれた裁判官が、紛争当事国の合意によって定められた基準に基づいて判断したので、日本語の「仲裁裁判」の方が「公評」や「公断」よりもこの仲裁裁判の実態を表しているかもしれない⁵³⁾。

これに対し中国では、宣教師らが仲裁裁判を紹介した当初より「公断」やこれに類する表現が用いられており、「公論」との関係が強調されていた。それに加え、「公論」形成を重視する清朝外政当局の仲裁裁判観に基づいた「公評」の表現の影響を受けるようになった。さらに1890年代の『万国公報』では、平和運動の中心的テーマの一つとして仲裁裁判が推奨され、仲裁条約締結の広がりなど仲裁裁判制度が発展を見せていた当時の世界的な動きを、「公断」的表現と「公評」的表現を併記して紹介していたのである。宣教師の宗教的観点から、紛争の平和的解決方法として、仲裁裁判を正義と衡平に基づくものとしてやや過大に評価していたうえに、中国人読者を意識した結果、「公」が強調されていた。また、多様な表現を用いたことで、その指し示すものはやや広く、曖昧なものになっていた。こうした仲裁裁判の紹介のあり方が、日清戦争後の中国知識人の仲裁裁判観にどのような影響を与えたのか、章を改めて検討していこう。

第3章 変法期の中国知識人の仲裁裁判観

日清戦争の敗北後、中国人による新聞や雑誌の刊行が相次ぎ、西洋や日本の政治制度や国際情勢の紹介、変法(改革)の議論が盛んになされた。本章では、日清戦争後から1899年末

⁵²⁾ 杉原高嶺ほか『現代国際法講義』第5版. 有斐閣. 2012年. 399~400ページ。

⁵³⁾ 中国でも日本語の「仲裁」に近い「従中剖断」のような表現が用いられていた(前掲拙稿「清末中国における仲裁裁判観」、4ページ)が、本稿第1・2章で確認したように、「従中」よりも「従公」「秉公」の方が好まれていたようである。

までの時期の中国知識人の言論を検討するため、この時期の数ある定期刊行物の中から、梁 啓超が主筆を務めた『時務報』と天津の新聞『国聞報』、そして第1章でも取り上げた『申 報』を検討対象とする⁵⁴。『時務報』は言わずと知れた変法派の代表的言論誌であり、南方の 『時務報』と並び称されたのが『国聞報』で、厳復が中心となって編集・刊行されていた⁵⁵。

第1章で確認したように、1870年代後半から80年代の中国では、海外の仲裁裁判に対する 関心は低かったが、1897年に英米が一般的仲裁条約を締結するなど、海外での仲裁裁判推奨 の動きは、中国知識人の仲裁裁判への関心を喚起していた。このため、『時務報』『国聞報』 『申報』のいずれでも海外の仲裁裁判の動きや、仲裁裁判に関する中国知識人の論説を掲載 している。それらの記事の特徴を以下に述べていこう。

まず、三者いずれにも「公断」という表現が見え、とくに欧文のニュース記事を翻訳転載したものに「公断」の使用が多い。なかでも『国聞報』では仲裁裁判に言及した記事の過半が「公断」を用いている⁵⁶⁾。『国聞報』で「公断」の使用頻度が高いのは、編集の中心であった厳復がイギリス留学経験者で、数々の英書を翻訳していたことが関わっているのかもしれない。第2章で確認した『万国公報』もそうだったが、欧文のニュース記事・電文記事を翻訳する際、arbitration = 「公断」とすることが、ある程度定着していたのだろう。

ただし、三者とも仲裁裁判に対しては相変わらず多様な表現が用いられており、『時務報』 と『申報』はより表現が多様であった。それは、仲裁裁判に言及した記事に、『万国公報』 を含めた国内外の新聞・雑誌からの転載や読者からの寄稿文が多く、それぞれの表現が混在 することになったからだが、その中で注目したいのが、日本の新聞・雑誌の記事による影響 である。

たとえば『時務報』には日本人の古城貞吉が日本の新聞・雑誌の記事を翻訳転載した「東文報訳」というコーナーがある。この「東文報訳」で仲裁裁判がどのように紹介されていたか見てみよう。第21冊(1897年3月23日)に掲載された「美法将訂条約」と「英美訂約」は、日本の『国民新聞』(1897年2月21日)掲載の「米佛の調停条約」と「英米条約と露国の躍起」を訳したものだが、日本語の原文が仲裁条約のことを「調停条約」と表現しており、それをそのまま漢訳にも用いている550。また、日本語の原文が「仲裁」「仲裁裁判」の場合も

^{54) 『}時務報』の刊行期間は1896年8月~1898年8月までなので全冊を,『国聞報』は1897年10月 26日の創刊から1899年末まで,『申報』は日清戦争後から1899年末までを検討対象とした。

^{55) 『}国聞報』については、中下正治「天津『国聞報』研究I」『アジア・アフリカ文化研究所研究年報』21号、1986年、同「天津『国聞報』研究II」『アジア・アフリカ文化研究所研究年報』22号、1987年、村田雄二郎「清末の言論自由と新聞―天津『国聞報』の場合」『近きに在りて』54号、2008年などを参照。

⁵⁶⁾ 筆者が確認した仲裁裁判に言及する記事13件のうち7件が「公断」を用いており、たとえば第10号(1897年11月4日)の「檀香山新聞・日本報論檀香山事」は「法文海捷報」からの訳、第563号(1899年5月29日)と第628号(1899年8月2日)の「路透電文」はハーグ平和会議関連のニュース、第663号(1899年9月6日)の「路透電文」はイギリスとトランスバールの紛争に関するもの。また、連江の孫筠という人物が欧文記事を翻訳して投稿しているが、そこでも「公断」が用いられている(第104号(1898年2月15日)掲載の「論徳国藉案佔奪膠澳事」)。

⁵⁷⁾ 同様のことは『国聞報』第370号(1898年11月8日)に転載された狩野良吉「宇内平和策」に

「調停」と訳されることが多かった。第24冊(1897年4月22日)の「列国息争条約」は、『国民之友』第339号(1897年3月13日)掲載の「国争仲裁条約」に基づくが、ここでは原文の「仲裁条約」を「列国息争条約」、「仲裁裁判」を「中立裁断」などと訳していた。だが、第27冊(1897年5月22日)の「美国総統演説」や第38冊(1897年9月7日)の「布哇事件問答」では、原文⁵⁸⁾の「仲裁」「仲裁裁判」を「調停」と訳している。第47冊(1897年12月4日)掲載の「弭戦」は、1897年10月31日の『東京日日新聞』に掲載された「戦争廃止論者の檄」を漢訳したもの⁵⁹⁾だが、これは赤十字の創設者として有名なアンリ・デュナンの「極東の諸国民に告ぐ」を紹介した記事である。『東京日日新聞』の原文にある「仲裁条約」は「調停条約」、「国際仲裁裁判所」は「万国調停会」と訳されており、やはり「仲裁」「仲裁裁判」を「調停」と訳している。同じように日本語の「仲裁裁判」を「調停」「調処」と訳す例は『国聞報』や『申報』にも見える⁶⁰⁾。

前述したように、日本語の「仲裁裁判」のほうが「公断」「公評」よりも arbitration の実態により即していると思われるが、仲裁裁判(arbitration)に対して「公論により是非曲直を明らかにする」という印象を強くしていた清末の中国では、「公論」のイメージと結びつかない「仲裁」「仲裁裁判」という日本語には、arbitration に対して用いられる「公断」「公評」などではなく、第三者が仲介して紛争当事者の双方が満足する解決策を提案する「調停」(英語の mediation に相当)が当てられることになったのである。本稿の冒頭で述べたように、日本語の「仲裁裁判」が「公断」と同じ意味で理解されるようになるのは、20世紀に入ってからであり、多くの中国人留学生が日本にわたり、和製漢語を経由して近代西洋の法制度を理解するようになってからだった。「公論」と結びつかない日本語由来の「仲裁裁判」という表現が根付かず、これに「調停」などの訳語が充てられたところにも、「公論」を重視する19世紀後半の中国知識人の仲裁裁判観が反映されていると言えよう。

以上,『時務報』『国聞報』『申報』における仲裁裁判に関する表現上の特徴を確認した。 次にこの3つの新聞・雑誌における論説や読者からの寄稿文を中心に,中国知識人の仲裁裁 判観を検討していこう。

先述したように、英米をはじめとする仲裁条約締結の動きは、中国知識人の関心を喚起し

も言える。漢文で書かれた狩野良吉の原文(『東邦協会会報』第50号, 1898年9月)が仲裁裁判を「調停之制」と表現しており、『国聞報』はそれをそのまま転載している。

⁵⁸⁾ 前者の原文は『日本』(1897年4月19日)の「米国新大統領演説」、後者の原文は『国民新聞』(8月7日)の「国際仲裁と布哇問題」。なお、『時務報』では前者の原文について「訳日本報西四月十七日」と記しているが、『日本』は新大統領の演説を4月17日から3日間に分けて掲載しており、仲裁条約に関するくだりが掲載されたのは4月19日。引用中の下線は引用者による。以下同じ。

^{59) 『}時務報』では原文について「訳東京日日報西十月三十日」と記すが、10月31日が正しい。

^{60) 『}国聞報』第230号(1898年6月21日)の「記日本政府問答」で「調処」となっている部分は、1897年5月26日の『読売新聞』の「外交の質問に対する政府の答弁」では「仲裁」となっている。また1897年8月6日の『申報』掲載の「論日本浼人調処炎奴魯魯島国事」に「調停」とあるのは、1897年7月23日の『大阪朝日新聞』掲載の「仲裁国の選定」にある「仲裁」を受けたもの。

たが、中国がこれに倣うことには懐疑的な態度も見られた。『時務報』第17・18冊(1897年 1月13日・2月22日)に連続掲載された「欧亜気運転機論」は香山の張寿波という人物が寄稿したもので、その結論部分で張は、現在の国際情勢のなかで安穏と公法や条約を信頼する態度を批判して、次のように述べる。すわなち、「弭兵会に局外に剖断を請うの例」があり、英米各国の多くがこれを実行しているが、日中の条約締結時に我が国がこの仲裁条項を挿入しようとしたところ、日本側に阻まれた⁶¹⁾、勢力によって他国と交際してはじめて仲裁裁判も成果がある、と。第2章で確認したように、「弭兵会」の活動による仲裁裁判の拡大はティモシー・リチャードやアレンらの強調するところであったが、張寿波は国際法にせよ、仲裁裁判にせよ、現実に国力がなければ利用することはできないとし、中国人の意識改革を急務とした。

一方、『申報』(1897年5月10日) 掲載の「答客問土 希 戦務」も、その前半でティモ シー・リチャードらの「弭兵会記」を引用し、弭兵会によって仲裁条約締結が広がったこと を紹介している。だが、この『申報』の論説は、1858年の米清天津条約の相互援助条項を仲 裁条約だと説明しており、明らかに仲裁条約を誤解している。仲裁条約とは、条約締結国同 士の間で将来紛争が起こり、外交交渉で解決できなかった場合、これを仲裁裁判に付託する ことを予め約束したもので、条約締結国間に起こるかもしれない紛争に備えたものである。 これに対し米清天津条約の相互援助条項は、第三国から何らかの不当な扱いや軽蔑を受けた 場合、米清両国は相手国の要請があれば相手国のために――たとえば清朝からの要請があれ ば、アメリカは清朝のために――第三国との周旋を行うという規定であり、第三国からの不 法に対処することを目的とする。目的や対象も、そして具体的方法も異なる両者が混同され た理由として、清朝が他国との外交問題が生じると、米清天津条約のこの規定を根拠に、ア メリカに「公評」を含めた支援をたびたび求めてきたこと、アメリカ自体もヨーロッパ帝国 主義との違いを強調し、清朝に友好的な姿勢をとってきたこと、またそれとも関わって、ア メリカが仲裁者としての役割を果たすことに積極的だったヤングのような公使がいたことな どが挙げられよう。だが、そもそも中国では仲裁裁判を「公評」などと表現したように、あ る国(中国人が具体的に想定しているのは清朝)が他国から不法な扱いを受けた時、アメリ カをはじめとする国際社会がこれを積極的に非難するのが仲裁裁判だという認識が強かった ため、仲裁条約と米清天津条約の相互援助条項を混同するようなことが生じたと考えられる。 19世紀後半の国際社会秩序は欧米を中心としており、中国知識人の中には国際法や仲裁裁

19世紀後半の国際社会秩序は欧米を中心としており、中国知識人の中には国際法や仲裁裁判に対する懐疑が確かに存在したが、列強の利権獲得競争に直面すると、やはり仲裁裁判を利用しようとの考えが出てくる。その端的な例が、康有為の弟子である麦孟華と梁啓超が挙人を糾合して都察院に対して行った上書であり、これは『国聞報』第151号(1898年4月3

⁶¹⁾ これは下関講和会議の際に、李鴻章が講和条約に仲裁条項を挿入しようとして日本に拒否されたことを指している。李鴻章による仲裁条項の提案については、前掲拙稿「琉球処分をめぐる日清交渉と仲裁裁判制度」、23ページ参照。

日)に掲載されている[©]。ドイツによる膠州湾占拠後,清朝に援助を求められたロシアは,ドイツへの牽制を口実に旅順を占拠し,旅順・大連の租借を要求した。麦孟華や梁啓超らはロシアの要求を拒否し,変法を実行するよう要請したのだが,その中で,「天下に布告して局外の国の公断を要請すれば,イギリスと日本が必ずやわが方を助けるべく乗り出してくるでしょう」と述べている。「公断」の表現が用いられているものの,その目的は仲裁裁判の裁定そのものより,それにかりて日英の介入を引き出し,ロシアを牽制させようというものであり,いわば「以夷制夷」のために仲裁裁判制度を利用しようとしたもので,「公評」的な認識にほかならない。

だが、ドイツを牽制しようとロシアに援助を求めたところ、かえってロシアにも同様の利権を要求されるという、列強間の利権獲得競争が激化していた中国の状況では、「以夷制夷」的な対応では、むしろ列強の新たな利権獲得要求を刺激してしまう。そこで仲裁裁判制度に対し、別の観点から期待が寄せられることとなった。

1899年4月18日の『申報』に掲載された「論交渉須憑公法」という論説は、各国の利権獲得に乗じてイタリアが浙江省の三門湾を租借しようとしているのに対し、各国に宣布して公法に基づいて曲直を評論することを提案している。この論説は続けて、公法によれば友好国に「公を乗り判断することを請」うことができること、人に判断を請うことと調処とは異なり、人に判断を請う場合は必ずその判断に従わなければならない、などと仲裁裁判の制度的説明を行うが、仲裁裁判の裁定が不公平であったり、紛争当事国の主権を損なうなど、その判断に従う必要がない場合もあることを指摘し、ゆえに友好国の判断は必ず紛争当事国双方が心服し、疑義を生じないものであってはじめて遵守することができると強調する。そして、各国が互いの利権要求に乗じて中国に利権を要求している現状を踏まえ、中国がイタリアの件で「公断」を要請すれば、「公断」である以上、各国はイタリアの肩を持ちたくてもそれはできなくなる、とする。つまり、周旋や仲介ではなく「公断」ならば、「公断」が公平・公正を旨とする以上、中国での利権獲得という同じ利害関心をもつ列強でも、イタリアの不法を擁護することはできない、というのである。

この記事は仲裁裁判制度を説明しているが、そもそも仲裁裁判が紛争当事国双方の付託合意によって成立するものであり、中国が「公断」を要求してもイタリアがそれに同意しなければ「公断」は実現しないことを忘れており、仲裁裁判に対しかなり楽観的な見方をしている。仲裁裁判とは、不法な行動に対し国際社会が公平・公正に基づき進んで介入すべきもの、という中国知識人に根強い認識が、ここにも底流していることが分かる。ただ、中国における列強の利権獲得が相互に密接にかかわり、利害関心を同じくするという状況において、いかなる国家であっても表向きは否定できない公平・公正を旨とする「公断」に期待せざるをえなかったのである。

⁶²⁾ この上書については、丁文江・趙豊田編、島田虔次編訳『梁啓超年譜長編』第1巻、岩波書店、2004年、190~193ページを参照。

おわりに

本稿では、19世紀後半に中国で刊行された新聞・雑誌のなかで仲裁裁判に言及した記事を 検討することで、仲裁裁判がどのように紹介され、中国知識人の間で仲裁裁判がどのように 認識されていたのかを確認してきた。仲裁裁判の「公平な裁定」という部分を表した「公 断」という訳語は、19世紀末にはある程度定着していたものの、表現の変化に関わらず、仲 裁裁判に対する中国知識人の認識は、仲裁裁判にかりて相手国を非難する「公論」を形成す るという側面が強く、また仲裁裁判の制度は、不法行為に対し国際社会が公平・公正に基づ いて介入するものだという認識が強かった。そもそも「公断」という訳語自体、日本の「仲 裁裁判」に比べ、「公論」や公正・公平のニュアンスが強い。西洋と中国の法の在り方は、 前者をルール型、後者を公論型として対比される63が、仲裁裁判に対する認識にも同様のこ とがいえるだろう。仲裁裁判は、紛争当事国双方が、仲裁者の選定から判断をゆだねる範囲 や判断基準まで合意によって定め、中立な第三者にその合意内容に基づいて裁定を委ねるも のであり、たとえ判決が自国に不利であっても、自らが委ねた判断に従う義務があるとする。 一方、中国で仲裁裁判に言及される際、中国を直・是とし紛争相手国を曲・非とするのが前 提となっているので、仲裁裁判の裁定そのものに意味はない。「公論」とは是非曲直を明ら かにすべきものであり60. 中国知識人の考える仲裁裁判は、相手国を曲・非とする「公論」 を第三者あるいは国際社会が表明し、それによって紛争相手国を牽制して自国の権益を守る というものだった。欧米を中心とする近代国際秩序が結局は力にもとづき、中国などを差別 している現実から、国際法や仲裁裁判の公平・公正を疑いつつも、列強による利権獲得競争 の舞台となった中国では、「公論」に基づき公平・公正を旨とする「公断」に期待せざるを 得なかったのである。

以上のような「公断」観が形成されていた20世紀初頭、中国分割への危機感から愛国主義が高まり、国内世論の外交に対する影響が大きくなっていた。そうした状況のなかで清朝外交は「公断」をいかに利用したのか。引き続き検討していきたい。

⁶³⁾ 寺田浩明『中国法制史』東京大学出版会、2018年、206~218ページ。

^{64) 『}国聞報』第30号「駁英太晤士報論徳据膠澳事」1897年11月24日。